

議 事 日 程 （令和2年9月17日第2日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議 第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議 第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議 第44号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議 第45号 町道路線の認定について
- 日程第9 認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（追加議事日程）

- 日程第1 議 第46号
意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第2 議 第47号 民事調停申立て等について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1 番	石 原 英 一	2 番	渡 邊 裕 光	3 番	傍 嶋 邦 博
4 番	坂 悟	5 番	大 平 文 雄	6 番	西 松 巖
7 番	碓 井 昭 夫	8 番	岩 田 讓 治	9 番	山 中 美 恵 子
10 番	渡 邊 明 博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長	坂 優	民生調整監兼 住民環境課長	吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総 務 課 長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長	河 合 一	学校教育課長	堀 隆 志
生涯学習課長	今 村 厚 士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書 記	定 益 直 子
書 記	山 形 さおり		

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、改めましておはようございます。

朝晩、秋の気配を感じるような今日この頃ですが、何かとお忙しい中、第3回の議会、御苦労さんでございます。

これから始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和2年第3回安八町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 石原英一君、2番 渡邊裕光君に指名をいたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに5番 大平文雄君。

5 番 おはようございます。

今日も1番バッターで一般質問をさせていただきたいと思います。

私のほうから、ICT教育におけるメリットの最適化とデメリットを克服する方策はということで、教育長さんにお伺いするということで質問通告をさせていただきます。

質問の要旨でございますが、令和2年6月議会及び東安中学校組合議会で、小・中学校における1人1台のタブレット端末を導入すべく、補正予算約2億円が議決されました。なぜ今ICT、ICTというのはInformation and Communication Technologyという御存じのとおりであります。なぜ今ICT教育が必要か考える必要があります。ICT教育とは、教育現場で活用される情報通信技術そのものの総称でございます。

折しも2019年12月19日、文部科学大臣のメッセージ、すなわち「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 I C T 環境の実現に向けて」と唱えておられます。その中では、1人1台端末環境はもはや令和の時代における学校教育のスタンダードであり、特別なことではありません。これまでの我が国150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端の I C T 教育を取り入れ、ベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わると述べています。

そのことを踏まえ、当初2023年を目標にしていた整備を、3年間前倒しを決定しました。もちろん、I C T 教育はメリットもあり、またデメリットもあります。

I C T 教育の5つのメリットにつきましては、まず1番、分かりやすい授業、すなわち図形問題をタブレット上で動かして、学習の動機づけを効果的に行えるということでございます。

2番目、学習の効率化でございます。黒板の内容を生徒側の端末にワンタッチで共有できます。書き写す時間を短縮できれば、その時間を思考力、表現力、想像力を深める活動に充てることができます。

3番目、校務の効率化。近年、教育の校務における多忙化が問題視されております。I C T を活用した校務の効率化により、教員の負担軽減を図ることができます。

4番目、個別学習・協働学習、すなわち一人一人の理解度レベルに応じた出題や、特別な支援が必要な子供たちに対する指導やサポートが可能となってきます。

5番目、情報活用能力。子供たちが必要な情報や手段を選択し活用できる情報活用能力の重要性がますます高まっており、情報社会に主体的に対応していく力を備えることができます。

また一方で、I C T 教育の3つのデメリットがございます。

インターネットを巡る問題。すなわち有害サイトを通じた犯罪や、長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害が深刻な問題となる懸念がございます。

2番目、自分で考える力の低下。すなわち分からない問題があってもすぐにインターネットで調べられるため、自分で考え、粘り強く取り組む力の低

下が懸念されております。

3番目、書く力の低下。デジタル機器を活用した教育の場合、手書きするという学習行為が減少しがちとなってきます。

以上、5つのメリットと3つのデメリットを掲載しましたが、文部科学大臣はICT環境の整備は手段であり目的ではないと述べています。最近、各自治体の情報化のCIO、Chief Information Officerとって、いわゆる指導員のことでございますけれども、を置くケースが多くなっております。このCIOを学校、教育委員会に設置し、教員の授業支援等を行う人材としてICT支援員の文部科学省は4校に1名を置きなさいということを提言しております。

7月24日付の日本経済新聞でございますが、これによるアンケート調査の結果でも、端末を活用する際の制約で最も多かったのは、教員のスキルが不足しているということでございまして、6割を超える自治体に上っております。タブレット端末は、資金力があれば導入できます。しかしながら、ソフト面は一朝一夕に向上させることは困難でございます。

そこで最初に申し上げましたように、ICT教育のメリットを最適化しデメリットを克服する方策、それからCIOの導入を含め、教育長にお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 大平議員の御質問、ICT教育におけるメリットの最適化とデメリットを克服する方策はについて、お答えをします。

今回の新型コロナ感染拡大によります3月から5月までの臨時休業中、学校では学習プリントの作成・配付、学校ホームページ画面からの動画配信などといった学習情報の提供と、児童・生徒一人一人の健康状態、健康確認や悩みの把握など、教職員は日々メール発信や家庭訪問及び登校日等の対応をし、学校は児童・生徒の学習保障に努力してまいりました。

このような状況の中、ICT環境の整備は重要であり、充実すべき必須事項への対策を検討してまいりました。

まず、御指摘のICT教育の5つのメリットのうち、メリット1、2、4、5につきましては、児童・生徒の学習能力育成に関する内容でございます。ICT機器やソフトウェアの機能と児童・生徒の学びの意識を連動させるこ

とが最適化対策であると考えております。つまり、超高速無線LAN、それから個人用のタブレット型パソコン、それから電子黒板用の大型画面、デジタル教科書など集団学習あるいは個人学習用のソフトウェア、こういうものがフルスペックで用意された機器類の編集とか検索とかいう機能・特性を最大限に活用して得られます様々な活動の中から、児童・生徒の持っております学びの意識に沿った最適な一連の学習の流れというものに合うように、学習活動を組み合わせて授業づくりをしてまいります。

学校は、授業効果をその都度検証しながら最適な授業づくりをしていかなければなりませんし、よりよい授業づくりのためには校内での研修だけでなく、先進的な実践事例を積極的に導入していくように指導をしてまいります。

次に、メリット3の教職員の勤務に関する内容についてでございます。

既に一昨年度から県教育委員会、県内各市町村と合同で、統合型校務支援システムを導入して推進しております。統合型システムによりまして、管理面では職員の出勤簿を個別入力したものが一括管理できますし、児童・生徒の指導面では、成績処理に関わる通知票、出席簿、あるいはそういうものを個別に入力した出席簿等とリンクすることで、記入したりとか入力したりする手間が減少してきておるところでございます。

今後は、児童・生徒のレポートとか作品、そういうものもデータ化をして蓄積していくことで、さらにリンクを増やして、作品運搬などの手間なども減少していくことができると考えております。

さて次に、ICT教育の3つのデメリットの克服についてでございます。

1のインターネットを巡る問題についての対策は、平成27年度安八町スクールサミットにおきまして、児童・生徒会役員、PTA役員（保護者代表）、教職員代表が一体となりまして、安八町ジュニア・ネットルールを作成いたしました。現在もそれを毎年見直しながら、児童・生徒と保護者が連携して取り組んでいただいております。

ただ、残念ながら、これまで家庭で購入されたスマホなどでのネットトラブルがなくなっていないのが現状でございます。

今後も情報モラル教育を継続しながら、さらに家庭（保護者）との連携が必要であると考えております。

2の自分で考える力の低下及び3の書く力の低下の2点につきましては、

ＩＣＴ機器の持つておりますメリットとなる機能・特性の裏返しであることと認識して、学校におきましては、何とかカリキュラム・マネジメントをいかにするかということで推進していくよう指導しております。

幾ら便利であるといっても、タブレットの画面上という架空の世界での学習だけで全ての授業がなされるわけではありません。児童・生徒同士の話し合い活動、議論、地域の方の直接的なお話、御講話などなど、現物・現実・リアルな学習とバーチャルな面の補完・補充をして、両者のよさを活用したバランスのよい授業づくりをしてまいります。

また、手で書かないことで、手先の巧緻性・器用さ・漢字の記憶という面では、書く力が低下することは御指摘のように否めない事実でございます。しかし、手先を器用に使う機会は別に設定し、漢字の記憶は別の方法を考えて補充してまいります。あくまでも書く力として重要なのは文章力であると考えております。推敲・編集して文章構成を考えるという表現自体に、議員御指摘のように専念するようにしてまいります。

このように、メリット・デメリット対策のいずれについても、議員御指摘のとおり、従来からの教育活動とのベストミックス対策こそが最適化の肝と考えております。これからのＩＣＴ教育の基盤をさらに強固なものにするためには、児童・生徒を指導する教師自身のＩＣＴ活用能力こそ高めなくてはなりません。教職員のスキルアップのための各学校での教職員研修を計画的に実施してまいります。

さらに、御指摘のＣＩＯ（最高情報責任者）につきましては、安八町教職員研修各種部会に設置されている情報部会を組織としては活用しまして、顧問校長をトップとしました組織、また今年度に限っては主幹教諭も大変堪能であります。それらを加えた組織として、体制を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、新体制の整備としてＩＣＴ支援員を配置しております。昨年度からネットワーク整備委託事業に組み込んで契約し、プログラミング教育推進のための教職員研修を実施しておりますし、またハード面をサポートするＳＥ（システムエンジニア）も安八町では先進的に配置していただいております。

今回のＩＣＴ環境整備を契機に、よりよい社会存続と進化のキーワードは

多様性とハイブリッドと心得て、さらに安八町の学校教育・教育活動の向上を推進してまいります。

以上、大平議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

議 長 大平文雄君。

5 番 ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、金額で言うならば2億円近い額を投じて、3年前倒しでICT教育、いわゆるGIGAスクール構想というんですか、そういうものを導入していくということで、特に先ほども申し上げましたように、先生の6割方がこの導入に非常に不安を持ってみえるということを踏まえて、最後に教育長が申されましたCIO制度、こういうものを本当に強固にして、このハードだけでなく、特にソフト面を強力に推し進めていっていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

以上です。答弁は要りません。ありがとうございます。

議 長 御苦労さんでした。

次に、続きまして、8 番 岩田譲治君。

8 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、安心・安全な避難所の確保はと題し、質問をさせていただきます。

7月初めから大雨で九州各地、特に熊本県では多くの方が亡くなりました。心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

また、岐阜県内におきましても、高山・下呂地域では大きな災害が発生し、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、このような災害が県内でおきますと、当町の災害時の対応は大丈夫かと町民の皆さんは御心配のはずでございます。広報「あんぱち」8月号では、災害時の避難について特集が組まれてございました。

そこで、避難所についてお尋ねをいたします。

最初の1つ目でございます。平成30年3月に作成されました当町の洪水ハザードマップ、安八町は洪水ハザードマップと地震のハザードマップの2つがありますが、洪水のハザードマップでございます。

町指定の避難所は小・中学校と総合体育館、それに勤労青少年ホームの7か所でございます。また、福祉避難所は安八温泉、ハートピア安八、それに

中央公民館となっております。

このハザードマップが作成されましたときには、既に勤労青少年ホームは老朽化が激しく、一部使用禁止でございました。ほかの避難所は全て2階から4階が避難所になっております。そのように指定がされておるということで、表に書いてあります。

昭和51年9月12日の安八水害のような町内が大洪水になれば、ほぼ全域が水没してしまいますから、避難所を1階につくるのは大変難しいかもしれません。しかし、2階以上の階となれば、避難所として果たして機能するのでしょうか。その上、新型コロナウイルス関係ではより広い避難所が必要になり、また感染が心配で避難をためらう人があったりする今日、避難所の確保をどのように考えておられるのでしょうか。

2つ目でございます。当町の地域防災計画の中には、避難所については基本的なことと、避難所運営マニュアルによるとということが書いてあるだけで、具体的なことは分かりません。安心できる避難所のイメージは描けません。

また、避難所の運営も、避難者で役割を決めて行う旨のことが書かれておりますが、中身は分かりません。

新聞報道によると、海津、養老、池田町などでは、新型コロナウイルス対応も含め、避難訓練が行われたようでございます。具体的な行動イメージができるような行動指針や、町民と共同の訓練が必要ではないでしょうか。

刻々と変わる状況に対応しなければならない危機管理は、幅広い事象を想定し、実現可能な対策を考え、町民に注意喚起しなければなりません。危機管理に終わりはありません。

総務課長の町民を守るという力強い意気込みをお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田譲治議員の安心・安全な避難所の確保はについてお答えします。

まず1点目の御質問、新型コロナウイルス感染が懸念される状況における避難所の確保についてですが、令和2年6月に岐阜県の指導の下、安八町避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策編を追加策定いたしました。これは、災害が発生し、避難所を開設・運営するに当たって、密閉、密集、密接の3つの密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底

する必要がございます。通常の避難所運営に加え、新たに事前受付の設置、居住スペースの区割り変更、体調不良者専用スペースの設置などが必要となったものでございます。

現在、町は7施設にて避難所を指定しておりますが、この基準で考えますと、想定収容人数の3割ほどが収容できなくなります。ホテルなどの宿泊施設と提携を結び、避難者の確保という方法もございますが、町内に提携可能な宿泊施設は今のところございません。

また、新たな避難所に指定できるような公共施設もないため、県の指導も得ながら小・中学校の運動場や公共施設の駐車場スペース等に屋外テントなどを整備し、収容可能な人数の確保をできるよう検討してまいります。

また、避難所における感染症対策として、9月補正予算で段ボールパーティション、これは間仕切りのことでございますが、段ボールベッド、簡易組立て式テントの資機材や避難所におけるW i - F i 環境を整備するための予算を計上し、避難所生活環境の充実・改善を図ってまいります。

しかし、洪水等による浸水の被害の場合は、1階の使用はほぼ不可能となります。そうすると、さらに収容可能人数は減り、公共施設での避難所運営は非常に厳しい状況になります。災害の危険があるときは、自分の身は自分で守る自助の備えを行うとともに、早めの避難を心がけていただき、ちゅうちょせず、親戚や友人など町の避難所以外への避難、いわゆる縁故避難も検討していただくことも重要でございます。

また、町は近隣の西南濃町村をはじめ、県内市町村と災害時相互応援協定により、広域避難できるような体制を取っていることをもっと住民の皆さんへ周知していかなければならないと考えております。

次に2点目の御質問、避難所の運営についてですが、災害対策基本法によりますと、市町村等は災害が発生したときには、安全な避難場所を遅滞なく供与するとともに、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報等を提供し、生活環境の整備に努めなければならないとされております。

今回、新型コロナウイルス感染対策に留意した避難所設営訓練を6月に役場職員が中心の安八防災士会で実施しました。さらに、9月12日には職員110人が参加して、段ボール製の間仕切りや段ボール箱を使った簡易ベッドの組立てを実践する初動対応などを学んだところでございます。職員がこの

ような経験を積むことにより、災害時・緊急時の対応が迅速にできるようにと考え、今回の訓練を実施したところであります。

しかし、行政のみでは運営は不可能でございます。避難所の設置・運営は町の管理・責任の下で行われますが、被災者の多様なニーズとその時間経過に伴う変化へより細やかに対応するため、避難所の運営は地域住民である避難者が中心となることが理想的でございます。

岩田議員の御指摘のとおり、災害時に速やかに避難所を開設し運営が行えるように、日頃から町と施設管理者、地域住民の方が共同で実践的な避難所運営訓練を実施する必要があります。具体的には、住民参加の下で行われる災害図上訓練や避難所運営訓練を通して課題を確認・認識し合い、次の訓練や実際の災害時に生かしていくことが重要であります。

災害に強い町を目指すためには、町の施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人々が助け合える、共助できるような関係が構築されていることが不可欠でありますので、今後も町民も守るための防災・減災に対する施策を進めてまいりたいと思います。

以上、岩田讓治議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議 長 岩田讓治君。

8 番 どうもありがとうございました。

再質問でございますけれども、今、御答弁の中に広域避難という言葉がございました。

安八町は海拔4メートルから高いところで6メートルぐらいと、大変平べったいところでございます。一旦雨が降れば、今の話、避難所を1階につくることは難しいということでございます。よって、広域避難、つまり安八町以外のところへ避難するということが大変重要かというふうに思っております。

この広域避難につきまして、現在、町のほうで考えておられる具体的な内容、こういうものを教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田讓治議員の再質問でございます広域避難についてお答えをさせてい

たきます。

自治体の枠を超えて住民を避難させる広域避難について、台風接近前の早い段階で市町村などが連携して広域避難を呼びかけることで、住民への発信を強め、逃げ遅れ防止につなげたいと考えておるところでございます。

町は災害対策基本法の規定に基づき、大規模な災害が発生した場合には、一地域の防災関係機関だけでは不十分となることが考えられます。そこで、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図っておるところでございます。

災害時の相互応援協定を締結している関係機関といたしましては、1. 岐阜県内の全市町村、それから西南濃町村会によります西南濃5町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町とでございます。

県外では、福井県福井市、これは旧越廼村でございます。相互応援協定の内容は、救援物資及び資機材などの物的応援、また2つ目といたしまして、被災者の受入れなどの人的応援がございます。

広域避難が必要な場合に、自治体の課題といたしましては、乳幼児、障害者、高齢者等、いわゆる要配慮者に対する移動方法、2つ目といたしまして、避難の受入先での被災者の受入れ方法などが上げられるところでございます。今後、これらの課題に対しまして、相互応援協定に基づき、引き続き関係機関と協議・検討してまいりたいと思います。

以上、岩田譲治議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長さんのほうからお許しをいただきましたので、私のほうからは、身近な公園の整備ということで、少しお聞きしたいことがございます。

安八町第五次総合計画では、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりの中には公園、緑地などの整備ビジョンがあります。

3月の広報「あんぱち」に記載されていましたが、アンヒルパークの花壇

の植栽や清掃活動なんかはボランティアの方によって行われていますが、アンヒルパーク、平成7年4月に出来上がってありますが、25年がたちまして、メインの滑り台、ローラーが1,232本で不良が約200本あり、滑りません。また、ほかの遊具も老朽化が目立ち、草木が生い茂り、害虫が発生する時期もあったり、また階段が崩れたりもしております。

できた当初は多数の利用者があり、町内外の人が遊びに来ていましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、ほとんど利用がありません。以前にも、もう一度皆さんが気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として魅力ある公園にしてほしいとの御指摘がございましたが、改善されていないように感じます。

そこで質問でございます。

1点目、遊具の保守点検は行われていますか。また、その頻度はどれくらいでしょうか。

2点目、修理を行う予定はございますか。

3点目、今後、公園全体の整備はどのようにお考えですか。

以上、御担当者の方、よろしくお願いを申し上げます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 渡邊裕光議員の御質問、身近な公園の整備についてお答えします。

アンヒルパークは年3回の草刈りや年1回の樹木の剪定、害虫発生時には消毒を実施しています。また、ボランティアの方に御協力いただき、花壇の花植えや除草作業を行っていただいております。

議員御指摘の階段が崩れている箇所は、ゴムマットが破損してつまずくおそれがあったため、その部分を撤去しました。

1点目の御質問、遊具の保守点検は行われていますか。またその頻度はどれくらいですかについてお答えします。

遊具の保守点検は、業者委託して実施しています。5月、7月、9月、11月、2月の年5回であります。

2点目の御質問、修理を行う予定はありますかについてお答えします。

滑り台のローラーは、議員御指摘のとおり、約200本取替えが必要です。必要に応じ修理を行ってまいりたいと考えておりますが、ここ数年、相当数の滑り台のローラーの取替えを行っております。また、今後も継続的な取替

えが必要になると思われます。ほかの遊具も老朽化等により何らかの修理も必要な状態です。今後の修繕等、維持費の軽減を図るためにも、遊具の在り方も検討したいと思っております。

3点目の御質問、公園全体の整備はどのように考えていますかについてお答えします。

町の財政状況を見ながら、第五次総合計画の後期基本計画にもありますように、重要課題と位置づけ、ボランティアの方の協力を得ながら、遊具や樹木等の適切な管理に努め、町民の方に親しまれる公園の整備を目指していきます。

以上、渡邊裕光議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議 長 渡邊裕光君。

2 番 大変分かりやすく説明していただきましてありがとうございました。

今、コロナ禍において、なかなか利用者が少ない、また全体的に利用者が少ないということでございますので、早急に考えていただいて、またみんなが寄れるような公園をつくっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、これはお願いだけでございます。よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

議 長 御苦労さんでした。

引き続きまして、4番 坂悟君。

4 番 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これより私のほうからは放課後児童クラブ移設後のハートピア安八についてということで質問をさせていただきます。

ハートピア安八は、町民の方はもとより、近隣市町村の多くの方に愛され、非常ににぎわっております。放課後児童クラブの空き部屋、展示スペース、現状は自習も可能な状況にはしていただいております。パソコン教室など今後を見越した活用方法を考えるいい機会だと思ひまして、今回質問をしております。

令和2年度の放課後児童クラブがハートピア安八から名森小学校内に移設を予定されていますが、現状の進捗状況を教えてください。

近隣4か所の図書館、図書スペースがあるところには、コロナ（C O V I

D-19) 禍中ではありますが、雑音が入らない自習スペースをしっかりと確保されておりました。ハートピア安八内には、展示スペースで自習は可能ではありますが、残念ながらほかの施設に比べて見劣りをしていると私は思っております。

例えば1回の展示スペースをフリーWi-Fiを備えたオープンスペース化、2階の現状パソコン講座なんかをやられている非常にいい部屋があるんですけども、その部屋を、講座もできる、自習もできる、Wi-Fi機能、いろんな端末を持ってきて、コンセントにつないで1時間、2時間自習ができる、そんな部屋に造り変えていったらいいんじゃないかなという現状、時代に沿った新しい視点を取り入れる、そんな考えはないでしょうか。

それと今後、放課後児童クラブがハートピアから移設されて空くスペースをどのように今後活用されるかを示していただきたい。以上です。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 坂悟議員の御質問、放課後児童クラブ移設後のハートピア安八についての1点目の進捗状況についてお答えさせていただきます。

現在、今回の移設工事を設計委託している業者との細部にわたる工事の打合せを実施しております。その後、工事請負費の入札を執行し、落札業者が決定いたしましたら、名森小学校の児童クラブ移設予定地の教室の備品等の整理をして、教室の改修工事に取りかかりたいと思います。

改修工事につきましては、現在使用している教室を使うことから、年度内完成を予定しております。

以上、坂悟議員への回答とさせていただきます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 ハートピア安八は、生涯学習の拠点として、平成15年に産声を上げてから今日に至るまで、議員の言われるとおり、町内外の多くの方にご利用いただいています。町民にとっては、身近な施設として図書館、児童館、天文台のプラネタリウム、歴史民俗資料館での企画展等、子供からお年寄りまで幅広い年代層の憩いの場となっています。

2点目の御質問、1階フロア展示スペースをフリーWi-Fiのあるオープンスペース化、パソコン室をより多くの方が使える講座学習、Wi-Fi自習室化など、時代に沿った新しい視点を取り入れる考えはありませんかに

についてお答えします。

1階フロア展示スペースは、年間135日間、展示や古典、県の移動パネル展など幅広く御利用いただいています。展示占有がない期間については、自習休憩スペースとして開放しています。ハートピア安八館内のWi-Fi整備について検討した経緯もありますが、課題が残るため、早急の整備は難しいと思っています。

パソコン研修室は、生涯学習講座やジュニア文化サークル、パソコンボランティア等で年間約830人の方に御利用いただいています。パソコン研修室は管理人の配置や防犯カメラなどの設置がなく、講座以外は目が行き届かない状況であります。安全面や防犯上の観点から、現状、学習室として一般開放には適していないと考えております。

現在、自習休憩として利用している展示スペースは、防犯カメラがあり、事務室の横に位置するため、一般開放しやすい条件がそろっています。パーティションや机の配置などを工夫して、よりよい環境になるよう努めてまいります。

3点目の御質問、今後、放課後児童クラブ移設で空く部屋をどのように活用されるか示してくださいについてお答えします。

児童館につきましては、年間約3万人の方に御利用いただいております。放課後児童クラブで使用した部屋は、開館当初は児童館の一部でありました。放課後児童クラブ移設後については、児童館機能の拡大などとしての活用方法もありますが、ただいまいろいろ施設の在り方の見直しを進める中で、ハートピア安八についても経費削減につなげるような、より効率的な運営方針を検討してまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 回答ありがとうございました。

まず1点目の移設に関する、今年度中に入札されて工事が完了するというお話なんですけど、これには今いろいろ世間で話題になっていますコロナウイルス関係の対策は何か盛り込まれていらっしゃるかという質問なんですけど、例えば強制排気装置とか、外気取り入れエアコンとか、いろいろあるか

と思うんですけど、その辺りをお聞かせ願いたい。

2つ目、学習課長、現状の状況とかいろいろ説明していただきましてありがとうございます。

ハートピア安八を見直すいい機会ですよ、10年に1回あるか。できてから何回見直されたか分からないんですけど、隣のまちの役場には、フリーWi-Fi機能がオープン化されてあります。これは調べてもらったら分かると思うんです。以前検討されて、ちょっと難しかった。10年に1回、今回、ハートピア安八関係で、多分来年以降、いろいろ検討されるんだろうと思いますが、そういうときには、斬新なアイデアを何とか盛り込んでいただきたいという思いがあります。

3つ目、今後の御予定がまだはっきりしていないという使用状況ですけど、確かに安八町のいろんな職場が分散しているというのは、これは事実だと思います。いろんなところに分散しているのを集めて、職場環境をよくして、効率化して住民サービスを向上させるというのは非常に大事なことで、各各方面の御意見をしっかり聞いて、それについてはまた機会があるところで御説明願いたいと、方針が決まればということです。

具体的な質問という意味では1点目ですね。2つ目については、10年に1回なんでしっかりとお願いですね。3点目は、ある意味では将来に対する要望ですけど、以上です。

議長 答弁が要りますね。

4 番 答弁は1番。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

入札にかけます工事内容につきまして、機器等には換気機能がついている等のエアコン等は考えておりませんが、今度移転します名森小学校の教室につきましては、今ハートピアでは1教室を使っておりますが、2教室分確保させて、その分、クラブの子供たちを分散させ、また十分指導員にも指導しまして、窓開け、換気、密にならないような対策で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

4 番 今のお答えで十分です。要は3密を避けるために1部屋から2部屋に増やすということは、これは重要な対策だと思いますので、ありがとうございます。

した。

議 長 生涯学習課長 今村厚士君、いいですか。

4 番 要望をしっかりと聞いていただけるというふうに解釈していますので、いいです。

議 長 分かりました。

ここで暫時休憩をいたします。10分から再開をいたしたいと思いますのでお集まりください。お願いします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議 長 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

1 番 石原英一君。

1 番 それでは、僕のほうからは移住促進のプロモーションについてお尋ねをさせていただきます。

コロナ禍で働き方、働く場所の意識変化が加速して、移住を検討される方が増えていらっしゃると思います。移住促進の施策に力を入れている郡上市で、担当の政策推進課に話を伺ったところ、去年は移住問合せが25件だったのが、今年は8月時点で既に28件だそうです。一方、安八町はというと、8月時点でゼロ件だそうです。

もちろん郡上市と知名度は違います。しかし、今後安八町の魅力を知って移住する方が増加する可能性があると感じております。理由としては、快適なりモートワーク環境と、あと都市部にも出やすい立地の両立を考える、ちょうどいい田舎町を求めて移住する層が増えてきているからです。

安八町民の方に伺うと、恐らく謙虚な気持ちもあるのかもしれませんが、ちょっと自己評価が低くて中途半端な田舎町だという声をよく耳にしますが、これは見方を変えるとちょうどいい田舎町だと思います。

都市部の方って、自分の自治体に駅があるというよりも、自分のライフスタイルと、あと行動範囲の中にどれぐらいの交通手段があるかということを求めている方が多いように思います。

そういった意味では、安八町というのは町内にスマートインターチェンジがあり、半径4キロ圏内に新幹線の駅があって、6キロ圏内に東海道線の駅があって、そしてIT企業が集まり始めている福岡への便をはじめ国内線が

充実している小牧空港、名古屋県営空港に40分で行けるという安八町は駅はないけど交通手段が豊富なまちでございます。

また、買物など生活環境の利便性も悪くありません。実際、平成30年から令和元年にかけては、安八町への転入者数460名のうち、転入理由の1位は生活環境の利便性、そしてその後に住宅事情、職業上と続きます。

都市部から移住を考えている人に上記のことをお伝えして、安八町を勧めたことがあります。しかし、後日連絡があって、安八町は移住者を歓迎するイメージがないと選択肢から外したそうです。移住者に対する補助金の施策はあっても、一番は移住後の人間関係の構築が想像できるかどうかとおっしゃっていました。移住者のインタビューなどが掲載されているだけでも不安は和らぐそうなんです、そういった部分が安八町は全く見えないとのことでした。これ郡上市でも出ていたお話で、行政の担当者も町おこし協議会の市民の方々も、移住後の人間関係の不安を和らげることが一番重要だとおっしゃっていました。

本当に安八町がじゃあウエルカムじゃないのかということで、安八町に縁もゆかりもない方で移住されてきた30代から40代の御家族、ここには3件と書いてありますが、5件にお話を伺いました。やはり引っ越す前、自治会など人間関係に対する不安はあったそうです。でも、実際住んでみたら、しきたりに対する戸惑い、例えば斎苑に霊柩車を運転することになっちゃったとかとおっしゃっていましたが、それに戸惑ったとおっしゃった方もいらっしゃいましたが、そういうことに対する戸惑いとかはあって、あと総会なんかで意見が言いにくい部分はあるんだけど、思った以上に温かく受け入れてもらって、おおむね満足しているということでした。ちなみに、彼らの移住理由というのは、住宅事情が2件と、当時その安八町だけが中学生まで医療費が無料だったということが2件、そして先ほども出てきました生活環境の利便性が1件でした。

こうして上げてきたように、駅はないけど選択豊富な交通手段、そして生活環境の利便性、そして移住後の人間関係などの情報が町外の方々に伝わっていないという現状がございます。

岐阜県への移住促進の施策を担当する岐阜県地域振興課に話を伺うと、国も県も移住者の定義がいまだに定まっていないのでデータから読み取ること

は難しいとおっしゃいながらも、転入者を移住者として捉えた場合、ここ数年伸びている飛騨市だったり中津川市だったり笠松町は、どこも自治体独自の移住施策に力を入れると同時に、プロモーション活動、つまり移住を考える人たちへ自治体の魅力を伝える努力も持続的にされていて、その効果が出てきているんじゃないかと推測されていました。

岐阜県への移住を考える人に向けて、岐阜県が発信しているインターネットのサイト「ふふふ岐阜」で取り上げている自治体も、結局、自然にそういったプロモーション活動をしていらっしゃるところが取り上げられていて、結局プロモーション活動の差が問合せの差へとつながっているように感じます。

じゃあ、安八町は何にもしていないのかというと、何もしていないわけではなくて、移住フェアへ参加されていたり、パンフレットの設置だったり、ポータルサイトへの掲載などを試みてはいらっしゃるんですが、2市9町の西美濃というくくりで参加されているので、埋もれてしまいがちです。もちろん近隣市町で足並みをそろえて底上げをしていくことで得られるメリットというものもありますので、それはそれでいいんですけども、それとは別に安八町の独自性を打ち出すプロモーションの必要性を感じています。

働く場所を確保する施策はもちろん大切です。それと同時に、安八町の魅力を知って移住を検討する方に向けたプロモーションを強化していった方がいいかでしょうか。

移住促進に向けた、町長よりの見解を求めます。よろしくお願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、石原英一議員の御質問、移住促進のプロモーションについてお答えをいたします。

議員の御質問の中にありました、安八町には駅はございませんが、安八スマートインターチェンジや主要道路網などが走っており、交通体系に恵まれておる町だと思っております。都市圏への移動が容易で、なおかつまだまだ豊かな自然も残されており、言われたとおり、ちょうどいい、程よい田舎町だと、私自身もそう思っております。

また、逆に都市圏のほうから見ますと、電車やバスなどの公共交通機関に

不便を感じる方も多いかもしれませんが、車を利用すれば短時間で駅や大型商業施設、総合病院などへもアクセスできる生活環境が整っておると思っております。

こうした背景によりまして、今触れられましたが、安八町への転入理由の第1位が生活環境の利便性という評価につながっているのではないかと思っております。ちなみに、この評価は、昨年度、令和元年度に県が行いました統計調査によるものと聞いております。

しかしながら、皆様御存じのように、出生数の減少、社会経済の変化に伴う転出の増加などによりまして、人口減少が続いてきております。これは当町に限ったことではございませんが、地域コミュニティー、さらには自治体そのものを将来にわたって維持・発展していく上で、移住施策は根幹となる重要な施策であると考えております。この移住施策は、今後さらに限られた人口を奪い合うという自治体間の競争が非常に激しくなってくると思っております。

安八町の過去の人口の歴史、増減を見てみますと、企業の動向により大きく影響されてきた歴史がございます。そういう意味で、企業誘致など、雇用の場を確保するということがもう何よりも大事だと考えております。

それと同時に、安八町に住みたい、暮らしたいと思っていただけるような取組を並行して進めていかなければならないと思っております。

安八町総合戦略におきましても、地方への新しい人の流れをつくるを基本目標として、移住・定住施策の推進を掲げており、その中で住宅取得支援、空き家対策、PR事業を柱として推進しております。現在は住宅を取得した方に対する定住促進住宅取得助成金の交付や、西美濃3市9町の広域連携による定住促進PR事業を展開しておりますが、議員御指摘のとおり、安八町独自の情報発信が不足していると感じております。

移住するということは、その方の人生に取りまして大変重要な決断であると思っております。移住先を決める上で、何より情報収集が大切だと言われております。今後は移住された方へのアフターフォローを含めてアンケートを実施するなど、実際に生活をして感じられた生の声などをよく聞きながら、安八町のよさを発信できるタウンプロモーション、そういった企画・活動を課横断的な組織を立ち上げて取り組んでいきたいと思っております。その際

には、日本のみならず世界各地を歩き、訪問されている石原議員の経験、知見、そういったものも生かしてほしいと願っておるところでございます。

安八町に転入された皆さんが、やっぱり安八町に来てよかったと思っていたただけことが、そういう環境をつくる、整えることが何より大事だと思っております。それには目に見えるインフラ、サービスだけでなく、やはり豊かな人間関係が大事だと思っております。安八町は、水との闘いの中で輪中というものを形成して、その中で長きにわたって生活してまいりました。その中で育んだ独特の地域のぬくもり、人と人とのぬくもりがある地域だと私は思っております。

しかしながら、コロナ禍によりまして、この地域のコミュニティー、人間関係が危機にさらされていると感じております。この地域コミュニティーの活性化も大きな、大事な施策だと思っております。こういったことも含めて、定住化促進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上で、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

議 長 石原英一君。

1 番 答弁ありがとうございました。

町長もおっしゃられたように、移住は人生の中で重い決断になります。10年後、20年後の移住者を獲得するために、ぜひともプロモーションにも力を入れていただけたらと思っております。

御答弁ありがとうございました。再質問はございません。ありがとうございました。

議 長 御苦労さんでした。

引き続きまして、3 番 傍嶋邦博君。

3 番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策についてという内容で、教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策の現状と、今現在抱えている問題、今後の課題について、質問と御提案をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大がなかなか収まらぬ中、小・中学校やこども園の職員の皆様方におかれましては、日々感染症防止対策に御尽力賜り

まして、心より感謝申し上げます。皆様のお力のおかげで、今現在、安八町からは子供の感染者を出さずに済んでおります。本当にありがとうございます。学校が始まり、感染症防止対策に取り組み数か月が経過いたしました。その中で、問題点や今後の課題についてもだんだんと見えてくる時期に差しかったのではないかと思います。

そこで、私からは3点お聞きいたします。

まず1点目は、こども園、小学校、中学校における今現在の感染症防止対策と、今現在抱えている問題点や今後の課題があれば教えてください。

2点目は、教育現場等における感染症防止対策として、授業終了後に教室等の消毒作業を行っているとお聞きいたしましたが、働き方改革が叫ばれる昨今、こども園や小・中学校の職員の皆様が感染症防止対策の仕事の負担が増え、残業が増えたりはしていないでしょうか。

また、小・中学校の教員の皆様におかれましては、ただでさえ授業の遅れを取り戻すため、また最近行われるGIGAスクール構想のため、相当な負担があるのではないかと思います。

そこで、授業終了後の消毒作業については、国や県からの交付金を有効活用し、早急に補正予算を組み、マンパワーを投入してはいかがでしょうか。業者の方に入っていただくのも一つの案ですが、個人情報の問題や児童たちの作品等を移動させてほしくない物品等の問題も出てくると思います。そういった問題を解決していくのであれば、経験をお持ちの元教職員の方に募集をかけてはいかがでしょうか。もしそれが不可能であれば、PTAや父親委員・母親委員のお力を借りて、少しでも教職員の方の負担を軽減できる取組をしていくべきだと思います。

また、今現在、そのような取組をしているのであれば教えてください。

3点目は、ウィズコロナ時代と言われる今、たとえ感染が収まってきても、新型コロナウイルス感染症が終息するまで3密を避ける等、感染症防止対策に取り組んでいかなければいけません。今現在、こども園の統合計画を進めていると存じておりますが、統合することで、統合後の各こども園の人数は確実に増える形になってしまいます。

今月8日に文部科学省で開かれた会議では、新型コロナウイルスの影響下でも子供たちが安心して学べるように、3密を避けて少人数学級の導入を進

める方向性を示しました。

こども園は小・中・高校とは違うとはいえ、このウイズコロナ時代に統合計画を進めるのは時期尚早ではないかという住民の方の声も聞こえております。こども園の統合計画も大変重要な案件であるとは思いますが、今進めていくのであれば、このコロナ禍でも進めなければならない理由と、どのような感染症防止対策をもって進めていくのか、町長の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長 初めに、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 傍嶋邦博議員の御質問、教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策について、答えいたします。

質問の1点目と2点目について、小・中学校とこども園とは、ともにコロナウイルス感染症対策を実施していますので、私から一括してお答えさせていただきます。

まず1点目、今現在の感染症防止対策と、今現在抱えている問題点や今後の課題についてです。

現在、学校では感染症と熱中症の両方の対策をしており、国や県から示されたマニュアルだけではなく、学校医や学校薬剤師からもアドバイスを受け、校長会で審議を重ねたものを教育委員会と校長会の連名で保護者へお知らせしています。その内容は、1つ、3密を回避するために座席の間隔は1メートルを目安に空ける。2つ、対角線上の窓を常時開けて換気を行う。その際、熱中症予防の観点から、室内の温度は28度となるようにエアコンの温度を設定する。3つ、給食は対面にせず、1方向を向いて食べる。4つ、教室の入り口に消毒液を置くなどです。

こども園についても同様に、給食やおやつのときは合い向き合いを避けたり、アクリル板で仕切ったりしているほか、各保育室に消毒液を設置しています。また小・中学校と同様に、水道蛇口をレバー式に取り替えるなど、感染防止に努めていきます。

教職員や保育士は、感染防止のため、机や椅子、ドアノブなどの消毒をふだんの業務として定期的に行い、感染防止に努めています。さらに職員に対しては、検温や手指消毒の徹底に加え、3密を避けた新しい生活様式の中で自覚と責任ある行動を取るよう呼びかけをし、体調不良のときは無理をせず

休養し、医師に相談することを勧めています。園児や児童・生徒には、毎朝の検温と健康観察の協力を保護者にお願いしています。

以上が、今現在の感染防止対策です。

次に、現時点における問題点や課題といたしましては、運動会や文化祭、卒業式、卒園式など大勢の集まる行事について、従来どおり開催することは課題がありますが、これらのコロナ対策を取りながら、時間短縮や分散開催により実施することが実施可能であると考えています。

また、子供たちの心の教育として、感染した人への差別、いじめの防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

続いて、2点目の感染症対策における職員の負担軽減についてです。

現在も、教職員は児童生徒支援員やスクール・サポート・スタッフの協力を得ながら、児童・生徒がよく触れる箇所を中心に消毒を実施しています。また、サーモグラフィーや机にパーティションを設置し、教職員の負担軽減と飛沫防止対策の環境を整えております。さらに、図書の本についても、殺菌消毒のため除菌ボックスの導入をしております。

感染防止対策に終わりはなく、また園児、児童・生徒の健康を守るという強い思いで、今後もこども園、学校を地域全体で支えていく体制づくりを進めて行きます。

議長 続きまして、町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問3点目、コロナ禍での統合計画を進めなければならない理由と、どのような感染症防止対策をもって進めていくのかについてお答えをいたします。

少子化に伴う園児数の激減、そして施設の老朽化、保育サービスの園による格差という課題を解消するためにも、かねてから申し上げておるとおり、こども園統合は進めていかなければならないものでありまして、コロナ禍にあっても統合は進めていきたいと考えております。

議員御指摘の統合によるこども園人数増につきましては、10月、11月の入園申込み状況により増加することも予想されますが、引き続き、先ほど課長のほうから説明させていただきましたが、感染症防止対策、小・中学校、そしてこども園で行っております感染防止対策を継続してまいりたいと思っております。

なお、今後は園児、児童・生徒、保護者、職員には新しい生活を認識しつつ、明るいこども園生活や学校生活が送れるよう、町といたしましても努めてまいりたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

とてもしっかりした対策をしていただいていることに感謝申し上げます。

感染症防止対策につきましては、大変だとは思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど課長のお話の中にもありましたけど、コロナがもし今後感染した場合について、今叫ばれているコロナ・ハラスメントやいじめがないように、今現在はいないのでいいんですけど、いないからといって、そうではなくて、そういった職員・教員への教育のほうもどうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほどの質問の中でも述べさせていただきましたけど、教員の皆様は大変負担が今増えていると思います。何とぞ、教職員の皆様の負担を軽減できる取組をどんどん増やして行ってください。よろしくお願いいたします。

こども園の統合計画につきましては、感染症防止対策のほうはしっかりとなされているのであれば、統合のほうは重要案件ですので進めていただくといいとは思いますが、実際、このコロナ禍の中、やはり3密を避ける等、今現在でも多い中央こども園のほうも、人数を集中させるだけではなく、やはり人数の分散化とかも図っていくような計画をぜひ立てていただきたいと思います。

また、この統合の中でいろいろと財政の今苦しい中、資金が要るのは分かっております。だけれども、費用対効果をちゃんと考えていただいて、またコロナウイルスの防止対策も考えていただいて計画を進めて行ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

答弁は要りません。

議長 御苦労さんでした。

最後になります。7番 碓井昭夫君。

7 番 最後になりましたけど、私のほうからは、小・中学校2学期制への変更に

についての御質問をさせていただきたいと思います。

安八町は、昨年度より小・中学校の3学期制を2学期制に変更いたしました。これは、平成10年7月に開催されました教育課程審議会で次のような答申がなされております。

21世紀の学校像として、1つ、子供たちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。2つ目、自分の興味・関心のあることに取り組めるゆとりある学生生活とならなければならない。3つ目、また、分かりやすい授業の展開にしなければならないなどと述べております。

週5日制がスタートし授業時間が減少する中、授業時間を確保し、ゆとりある教育活動を展開するための一つの方策として考えられましたのが2学期制の導入でございます。2学期制にすることで、始業式、終業式、定期テストなどの回数が減少し、授業時間が小学校ではおおむね16.5時間、中学校では22.6時間ほど増加をしております。その分を授業に充てる時間が増え、学力の向上、ゆとりある授業が展開できるための一つの方策として考えられましたのが2学期制でございます。

また、教職員におきましては、通知表等の事務に対する作業時間が減り、教職員にも余裕ができ、生徒と向き合う時間も確保しやすいこととなります。

このような目的を持って実施した2学期制でございますが、学校によっては再び3学期制に戻す学校もあります。2009年では約23%の公立中学校で導入されておりました2学期制も、3年後の2013年には約20%まで減少しております。これはどうしてなのか検証する必要があります。

そこで、導入から約1年半が経過しました安八町におきましても、思惑どおり進んでいるのか検証が必要ではないでしょうか。

今年は新型コロナウイルスに振り回され、時数も学習時間も思うように進まず、2学期制の成果についても道半ばではあると思いますが、メリット、デメリットについて、まだまだ分からないことも数多くあると思います。

いずれにしても、2学期制導入で一番大切なことは、生徒の学力向上とゆとりある授業時間の確保だと考えます。

1年半が経過した現在までにいろいろ問題がございますかも知れませんが、現在までの報告と今後進めるべき方向につきまして、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 碓井議員の御質問、小・中学校の2学期制への変更について、お答えをします。

移行初年度となりました昨年度から今年度途中までの2学期制への変更の成果を3点から検証いたしました。

第1の成果は、新型コロナウイルス感染による想定外の事態にも対応できる部分があることでございます。2学期制への移行で予想していなかった柔軟性とも言うべきメリットでございます。このコロナ禍による3月から5月までの臨時休業の影響で、3学期制を実施している全国や近隣市町の学校の中には、1学期の終業式に通知表を渡せなかったり、3学期制のまま通知表は2回だけ出したりするという、理解しにくいこだわりや疑問のある対応がなされています。

安八町立学校では、児童・生徒の成長段階に合わせた内容で、1年間で5あるいは6段階のステージやステップを設けております。これによって、十分な時間をかけ、なおかつ児童・生徒の成長をきめ細かく見届けながら、自立の促進と学力の向上の両面から立派な子に育てることができるようにしております。

第2の成果は、1学期末に集中していたたくさんの活動をずらすことで、超多忙さが解消され、集中力や粘り強さ、自分らしさや表現力、それらが高まり、自立の促進が大きく具現できたことでございます。

議員御指摘のように、伸び伸びと自分の興味・関心のあることに取り組む学校生活に大きく近づくことができた結果であり、昨年度の登龍中学校の部活動は、県大会優勝の野球部をはじめ、一昨年度に比べ、中体連郡大会以降の優勝あるいは入賞での飛躍的な活躍につながったものと考えております。

また、個人懇談においては、児童・生徒、保護者、担任の三者懇談で、前期の成果を児童・生徒自らが具体物をもって説明・報告、いわゆるプレゼンテーションをして、義務教育9年間の自分の成長を実感できるように、キャリアパスポートとして積み上げていくように工夫をしております。その結果、初年度から保護者は堂々と自分の成果をプレゼンテーションする児童・生徒の姿に感動したという方が何人もあったとのことでございます。自立の促進

につながる姿は、各学校が実施している保護者アンケートの結果にも表れております。児童・生徒の自主性・主体性に関する4つの項目については、80%以上の達成度であると評価をしていただいております。

第3の成果は、授業時間の確保です。議員御指摘のとおり、七、八年前には授業時間の確保という目的が思ったほどの効果を上げられなかったため、一部の県では3学期制への振り戻し現象がありました。

しかし安八町立学校では、時間確保のために通年制という体制を取り、夏休みの短縮と併せて前期と後期の学期休みを平日に設けないようにして授業日の削減を防ぎました。その結果、昨年度末の3月の臨時休業によって予定していた年間授業時数は当然減少いたしました。実施しなければならない標準授業時数の総時数は上回って確保できているとのことでございます。

以上のように、現在のところ、自立の促進と学力の向上という両面を備えた姿、その学期に取り組んだことの自分の成果を保護者と担任の前で根拠を示しながら堂々と表現できる子供たちが育ってきているものと、校長会とともに考えております。2学期制移行の目的の達成レベルは着実に向上しております。

これらの状況から考えて、成果ばかりが目につき、メリットはあってもデメリットが見当たりません。2学期制移行という教育改革は先見的改革であったと自負しております。

なお、池田町の小学校も本年度から2学期制へ移行し、岐阜県下全体では49%と、半数に迫る状況でございます。

今後の課題を上げるとすれば、学力の向上の成果の検証の一部となります全国学力・学習状況調査の平均正答率が80%を超えるようにすることです。残念ながら、初年度の成果は調査中止のため確認できません。今年度の成果も、長期の臨時休業の影響で、来年度の調査にどう反映されるか、分析し難い面がございます。

しかし、今後もICT教育と連動させ、昨年度明確にした2学期制のメリットを最大限発揮した、目指す姿に向かって方針と指導を着実に実施・検証していくことであると覚悟を新たにしております。

以上、碓井議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7 番 御答弁ありがとうございました。

ただいま答弁をお聞きしておりましたが、デメリットが全くない、メリットばかりだと。本当かなあと思って、半分信じ難いところがございますけれども、大変喜んでおります。ありがとうございました。

学力の向上、部活動の飛躍的な活躍、それから生徒・児童の自主性だとか主体性の高い評価など、全てにおいて大きな成果を上げられていることと思います。これには教職員の意識の向上、父兄の皆様の理解・協力、そして生徒の自立性など、全てにおいて好転しているのではないかという結果だと思います。

しかしながら、質問の中でも触れておりましたけれども、再び3学期制に戻している学校もあることは事実でございます。

今後も、現在に満足することなく、さらに向上を目指した教育指導をお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。御答弁は要りません。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員長 大平文雄君。

5 番 議会改革特別委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和2年9月7日月曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

議場の対面方式について、具体的な設置時期を話し合いました。

また、11月に開催される議員研修「議会改革を考える」を受講予定の議員の皆さんに、12月開催の当議会改革特別委員会の研修報告を依頼し、その報告も踏まえて今後の検討課題について協議していくことになりました。

4. 少数意見の留保はございません。

その他は特別ございません。

以上で報告を終わります。

議 長 続きまして、民生文教常任委員長 岩田譲治君。

8 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和2年9月9日水曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員と関係執行部のうち、水谷調整監が御出張のため欠席でございました。その他の執行部は全員出席でございます。

付託事件並びに審査の結果。

議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に関わる分を審査いたしまして、全員一致で原案のとおり承認をいたしました。

議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上を審査いたしました結果、当委員会といたしまして、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。以上でございます。

議 長 総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 総務産建常任委員会の委員会報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は令和2年9月10日木曜日、午後1時30分からで

ございます。

2. 出席者は委員全員、関係執行部全員でございます。

3 番目といたしまして、本議会に付託された事件及び審査の結果でございますが、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、当委員会に関わる分を審査いたしました結果、原案のとおり全員一致で承認いたしました。

議第44号 町道路線の廃止について、議第45号 町道路線の認定について、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、審査をいたしました結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

4 番目といたしまして、少数意見の留保の有無はありません。

5 番目のその他としては、2 件の案件について協議をいたしました。1 件目は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の取扱いについて協議をいたし、本定例議会最終日、今日でございますが、議員提案として本意見書を提出することになりました。

2 点目といたしまして、その他、執行部より調停の申立てについての説明を受け、それについて協議をいたしました。

また、その他ということになりますが、3 点目でございますが、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をいたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思いますが、1 時半から再開をいたしますので、議場にお集まりください。

御苦労さんでございました。お願いします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時28分 再開）

議 長 再開をいたします。

議 長 日程第4、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第44号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第45号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の

認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第10、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第11、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第12、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第13、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第14、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

〔10番議員挙手〕

議 長 渡邊明博君から発言の申出がありましたので、これを許します。

10番 渡邊明博君。

10番 議長のお許しを受けましたので、発言をさせていただきます。

このたび、全国町村議会議長会から、各町村議会において地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議決していただきたいということで、政府・国会へ提出していただきたいとの御依頼がありました。この関係につきまして、この後、事務局より議案をお配りしますので、よろしく協議していただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りします。

ただいま渡邊明博君より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より、議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第1、議第46号 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

10番 渡邊明博君。

10番 それでは提案説明を申し上げます。

発案書。議第46号 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和2年9月17日提出。提出者、安八町議会議員 渡邊明博。賛成者、安八町議会議員 大平文雄、岩田譲治、西松巖。安八町議会議員長 山中美恵子様。

続きまして、意見書を朗読し、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記といたしまして、1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来

国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

また、提出先の関係でございますが、今国会のほうで組閣をしておる関係で、衆議院提出先の衆議院議長以下、各大臣につきましては、新内閣発足後の名前で提出させていただきますので、お願いをいたします。

以上でございます。どうぞよろしく審議のほどお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号 意見書第1号は原案どおり可決しました。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、皆様方をお願い申し上げたいと思います。

特定の町民の方からの町に対する情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関し、町において未処理である濫用的請求の取下げ、将来にわたって濫用的な請求を行わないこと及び相当額の損害賠償金の支払いに応じるよう、民事調停の申立てをさせていただきたいと考えています。

大変恐縮でございますが、日程を追加していただきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の承認をいただきたいと思います。

この後、職員から議案を配付させていただきますので、よろしく申し上げます。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、民事調停申立て等について提案がされました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、民事調停申立て等についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より、議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第2、議第47号 民事調停申立て等についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、追加提案させていただきます議第47号 民事調停申立て等についてにつきまして、議案を朗読し、提案とさせていただきます。

議第47号 民事調停申立て等について。

次のとおり調停の申立て等をするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月17日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 調停の申立ての相手方の住所及び氏名。岐阜県安八郡安八町、これ以上の住所・氏名につきましては、個人のプライバシー保護のため、伏せております。安八町在住の1名の方でございます。

2. 調停の申立ての要旨。町は、相手方に対し、相手方の町に対する情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関し、町において未処理である濫用的請求の取下げ、将来にわたって濫用的な請求を行わないこと及び相当額の損害賠償金の支払いに応じるよう調停を求める。

3. 調停の申立ての理由。町におきましては、濫用的態様で行われた相手方からの情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求により、担当職員がそれらに関する業務に忙殺され、かつ未処理分について膨大な事務処理量に上がることが見込まれるという看過できない事態が生じている。よって、前記各請求は町に対する不法行為に当たる。そして、前記各請求を原因とし

て、郵便切手代、封筒代、コピー用紙代、コピー料金、人件費を支出せざるを得なくなった。これらは不法行為に基づく損害である。

以上から、上記２に記載したとおり、相手方に対し、未処理の濫用的請求を取り下げるとともに、将来にわたって濫用的な請求を行わないことを求め、かつ不法行為によって町が被った損害の賠償を求めるため、調停を申し立てるものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔３番議員挙手〕

議 長 傍嶋君。

３ 番 今回の議案について、３点お聞きしたいことがございます。

１点目は、安八町情報公開条例第９条の２において、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合、延長をかけ、それでも通常業務に支障が生ずるおそれのある場合、相当の部分につき公開決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りると定められております。また、令和元年９月１８日に施行された権利濫用請求の取扱い基準にも、条例第９条の２を適用したとしても業務上の支障が看過できない場合、権利の濫用請求として決められております。ということは、公開請求が大量である場合、条例に従って、部分につき公開決定をしていると思われませんが、先月の８月末までに部分公開をした案件は何件ほどに上がるのでしょうか。

２点目は、権利濫用請求の取扱い基準３．権利濫用請求に係る請求者への説明・情報提供等において、大量請求の場合、公開決定等を行い、公文書の閲覧等ができるまでに相当な期間を要し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについて、請求者に対し説明し理解を求めること。請求者が必要とする情報の内容を十分に聴取しとあり、これらの要請等を行ったにもかかわらず、請求者が正当な理由なく拒否する場合に、権利の濫用として拒否することを検討することとしております。今までに請求者に対し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについての説明等、請求者に対し十分なる聴取はなされたのでしょうか。

また、それを行ったにもかかわらず請求者は正当な理由なく拒否をしてきたのでしょうか。

3点目は、請求者への拒否通知と安八町情報公開審査会への報告は今までにありますでしょうか。

以上、3点につき教えてください。お願いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 傍嶋議員からの3点の御質問に対しまして、まず私からお答えさせていただきます。

この関係の答弁につきましては、正確性を期するために、担当である調整監 水谷から答弁をさせていただきたいと思っております。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

議 長 水谷調整監、お願いします。

調整監 ただいまの傍嶋邦博議員の質疑についてお答えさせていただきます。

質問事項については3点と理解しております。

まず初め、情報公開条例第9条の2、公開決定等の期限の特例についてでございます。

安八町情報公開条例は、令和元年9月に改正を実施しております。そのうちの改正点の一つとして、第9条の2の項目を追加いたしました。公開決定等の期限の特例を設けたところでございます。この特例においては、議員御指摘のとおり、公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公開請求に関わる行政文書のうち、相当の部分につき、当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定をすれば足りるとしております。

この改正条項につきましては、条例改正後の公開請求に対して適用になるものであり、今回の調停の対象となる請求行為については、大半が改正前のものでございますので、現在までこの9条の2を適用したものはありません。

なお、仮に適用したとしても、総合的な情報公開に要する事務作業量は何ら変わらないところであります。

2点目、調停の相手方に説明をしたかという御質問というふうに理解しておりますが、これについては様々な請求の過程での手続、または審査請求、監査請求等の場において、調停相手人との様々な意見交換を実施しております。その過程で、こちらの要望等についてもお知らせし、さらに請求等に係る補正等も繰り返し実施してきたのは事実でございます。それに対し

て応じるもの、応じないもの、結構ありまして、現在、そのやり取りも継続しております。

最後の質問については、審査会に答申したかという御質問でございますが、当該調停の相手方に関する請求行為については、審査会の答申はしておりません。

以上、傍嶋議員の質疑に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議 長 ちょっと待ってください。

質問は、1人3回までといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

傍嶋議員。

3 番 先ほど、1点抜けておりましたので、ちょっとそれだけ確認なんですけど、拒否通知のほうは出されたかどうかだけ、それも先ほどの質問でさせていただいたので。

議 長 水谷調整監。

調整監 ただいまの傍嶋議員の質問についてでございますが、拒否通知は出しておりません。

議 長 いいですか。

3 番 はい。

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

3 番 議長のお許しをいただきましたので、議第47号 民事調停申立て等についてについて、反対意見の討論とさせていただきます。

安八町情報公開条例の第8条の2において、公開請求が権利の濫用に当たる場合は、当該請求を拒否することができると規定されております。

そもそも公開請求が権利の濫用と判断するのであれば、請求を拒否することで足りることであり、この厳しい安八町財政の中、わざわざ弁護士費用をかけてまで調停をする必要がないと、私は思います。

しかも今回の事件は、権利の濫用と判断し、公開を拒否できる権利を有するこの安八町が、ある町民の方から提出された公開請求を、権利の濫用的請

求と判断しているにもかかわらず、その公開請求について、本来出すべきはずである拒否通知ではなく公開決定通知を出しておいて、しかも閲覧までさせたにもかかわらず、その後に権利の濫用的請求として、職員自らがコピーしたコピー代やコピー用紙代まで損害賠償するという、一般常識から見ても疑念を抱きかねない事件でございます。

行政は、条例や規則に沿った行政運営を行うのが当然であります。公開請求が大量で、職員の通常業務に支障があれば、安八町情報公開条例第9条の2を適用した後、第8条の2を適用することで条例が規定されており、調停で決めましょうとは規定されておられません。

結論といたしまして、条例で定められている手順を踏む前に、権利の濫用的請求という言葉を用いて調停に持ち込むのは、条例を軽視しているとも思われかねない行動であり、しかも弁護士費用が幾らかかるのかの明らかな提示すらなく、今回の議案の調停は時期尚早であるとしか言わざるを得ません。

以上のことから、私は反対させていただきます。議員の皆様方におかれましては、いま一度コンプライアンス、いわゆる法令等遵守の重要性を御理解いただき、コンプライアンスを軽視することなく、御賢明な御判断をしていただきますことをお願いいたします。私からの反対討論とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 ちょっと待ってくださいね。

念の為に申し上げます。討論は反対、賛成交互に行っていただきます。討論は、同一議題について1人1回でございます。

それでは、次に原案に賛成の発言を許します。

岩田讓治議員。

8番 私からは、賛成討論をさせていただきます。

本件は、会期中の9月7日全員協議会並びに9月10日総務産建常任委員会において執行部より説明を受け、そして案件の重大さにつき、その事実を確認いたしました。

これまでの濫用的な請求、その対応だけで本来の業務に計り知れない損害が出ることは誰もが容易に推察できます。

これらのことを理由として、申し立てる当該調停については、その合理的

な解決を図る上で正当な手段であることを理解いたしております。

よって、賛成すべきであると考えます。

調停という話合いの場で、法律の専門家である調停委員から適切なアドバイスをもらいながら解決に向けて進める手法が、適切な方法との考え方でございます。

本来、危機管理に関する業務は自然災害、人為的災害、感染症等から町民の生命・財産を守るためであることは言うまでもないことでございます。年々変わり行く災害等に適合すべき対策を強化、安全・安心なまちづくりの実現のためには、早急に町行政を正常に戻すことが必要不可欠でございます。そのためにも、執行部をはじめ職員の方には法的機関である裁判所で、調停で正当かつ妥当な解決を図るべく、最大限の努力をしていただく必要があると思います。

以上で、賛成討論といたします。終わります。

議 長 ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

なお、起立されない方は反対とみなしますのでよろしくお願いいたします。

追加日程第2、議第47号 民事調停申立て等については、原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議 長 御着席ください。

起立多数でございました。したがって、議第47号 民事調停申立て等については原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午後2時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月17日

議 長 山 中 美恵子

議 員 石 原 英 一

議 員 渡 邊 裕 光